

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し

法定申告期限から5年間（偽りその他不正の場合は7年）経過すると、申告漏れが確認されても税務当局は税を課することができません。令和2年度税制改正により、納税者が税務調査時の資料提供依頼に応じず、外国税務当局に情報提供の要請をした場合は、現状の5年又は7年に関わらず、情報提供要請から3年間は更正・決定を可能とする国税通則法第71条の改正が行われました。

改正の内容

次の①に掲げる事由が生じた場合において、次の②に掲げる事由に基づいてする更正決定等について、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間は、更正決定等を行うことが可能となりました（通71①四）。

- ① 国税庁等の当該職員が納税者に国外取引又は国外財産に関する書類（その電磁的記録又はその写しを含む。）の提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出がなかったこと（納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く）。
- ② 国税庁長官（その委任を受けた者を含む。）が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等に上記①の国外取引又は国外財産に関する情報提供要請をした場合（その情報提供要請が更正決定等を行うことができないこととなる日の6月前の日以後にされた場合を除くものとし、その情報提供要請をした旨の納税者への通知が情報提供要請をした日から3月以内にされた場合に限る。）において、その課税標準等又は税額等に関し、租税条約等の相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。

現行の法人税・所得税・相続税の更正決定可能な期間

区 分	通常の過少申告・無申告の場合	脱税の場合
更正・決定	5年（通70①一）	7年（通70④一、二）
純損失等の金額に係る更正	5年（法人税については10年） （通70①一、②）	

移転価格税制に係る法人税の更正決定等については6年（令和2年4月1日以後開始事業年度分については7年）（措66の4②）、法人税に係る欠損金額についての更正は10年（平成30年4月1日前に開始する事業年度については9年）、国外転出等特例（所60の2、60の3）の適用がある場合の所得税についての更正決定等については7年（通70④三）、その他後発的事由による特例等（通71①一～三）が定められています。

お見逃しなく！

1. 本改正は、令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。
2. 令和2年度税制改正では、国外財産調書制度についても、税務調査において納税者が指定された期限までに必要な資料を提示・提出しない場合には、加算税を加重する（現行の5%軽減措置を不適用とする）こととする見直しが行われました。この改正は、令和2年以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。
3. 国は、更正決定等の課税処分により、国税の徴収権を取得します。この徴収権は、通常は5年（通72①）、脱税の場合は7年（通73③）経過すると消滅しますが（消滅時効）、国は、請求・差押え

等により時効を中断させることができます（通 72③）。一方、本文で説明した更正決定等の可能期間は、消滅時効とは異なって、中断させることができない除斥期間です。このことが、更正決定等の可能期間を延長する今回の改正につながったと考えられます。

ⁱ 「国外取引」とは、非居住者又は外国法人との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（非居住者又は外国法人が提供する場を利用して行われる取引を含む。）をいう。